

# 岩手県新技術等活用促進事業実施要領

## (目的)

第1 この要領は、岩手県内の建設業者が創造的・独創的知識や研究の成果を生かし、独自に開発した新技術・新工法や新製品（以下「新技術等」という。）について、公共事業への活用が可能かどうかを審査した上で登録を行い、広く情報提供するとともに活用工事における評価結果を公表し、今後の公共・民間事業における活用機会の拡大を図り、もって県内の建設業者の育成及び活性化に資することを目的とする。

## (定義)

第2 この要領において、「新技術等」とは、従来技術に代わる新たな技術や工法、並びに新しく開発された施工材料や製品等のうち、次の項目のいずれかについて改善又は配慮がなされており、かつ公共事業等で活用できるものをいう。

- (1) 安全・安心
- (2) 環境
- (3) 情報化
- (4) コスト縮減・生産性の向上
- (5) 公共工事の品質確保・向上
- (6) 景観
- (7) 伝統・歴史・文化
- (8) リサイクル

## (新技術等の登録)

第3 岩手県国土整備部長（以下「部長」という。）は、公共事業等で利用が可能な新技術等で次のいずれの基準にも適合すると認められるものを、新技術等として登録することができるものとする。ただし、岩手県再生資源利用認定製品を除く。

- (1) 県内に本社を有する建設業者が独自に開発したもの
  - (2) 岩手県公共工事共通仕様書、J I S規格、またはこれに準ずるその他の技術基準に適合したもの
- 2 前項の登録にあたっては、別に定めるところにより公募するものとし、新技術等の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、新技術等に係る登録申請書を部長に提出しなければならない。
- 3 部長は、第1項の登録をしたときは、登録申請者に対し通知するとともに、当該登録に係る新技術等の名称、当該登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）の氏名又は名称並びに事業所の所在地等を公表するものとする。
- 4 第1項の登録は、原則として毎年度1回行うものとする。

## (登録期間)

第4 第3第1項の規定に基づく登録の有効期間は、登録を受けた日が属する年度の翌年度末（3月末日）までとする。

但し、登録期間が1年6月に満たない場合は、更に翌年度末とする。

- 2 登録期間が満了する新技術等については、登録の更新ができるものとする。

(変更の届出)

第5 登録事業者は、新技術等の申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、部長にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6 部長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、新技術等の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録されたものが第3第1項の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 登録されたものが施工又は製造されなくなったとき。
- (3) 登録事業者が第5の届出をしなかったとき。
- (4) 登録事業者が正当な理由なく第10の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 登録事業者が偽りその他不正の手段により登録をうけたとき。

(技術情報の提供)

第7 部長は、登録した新技術等について公共事業所管部局内での情報共有を図り活用に努めるほか、国や市町村、民間等に対し積極的に技術情報の提供を行い、公共事業等における活用機会の拡大を促進するものとする。

(活用工事における評価結果の公表)

第8 部長は、登録した新技術等が県土整備部所管工事において活用された場合は、新技術等の優位性等について評価を行い、その結果を公表するものとする。

(技術管理協議会からの意見の聴取)

第9 部長は、第3第1項の登録を行うにあたり、必要があると認めた場合は、県土整備部技術管理協議会（以下「協議会」という。）から意見を聞くものとする。

(報告)

第10 部長は、この要領の実施に必要な限度において、登録申請者及び登録事業者に対し、新技術等の技術基準への適合状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

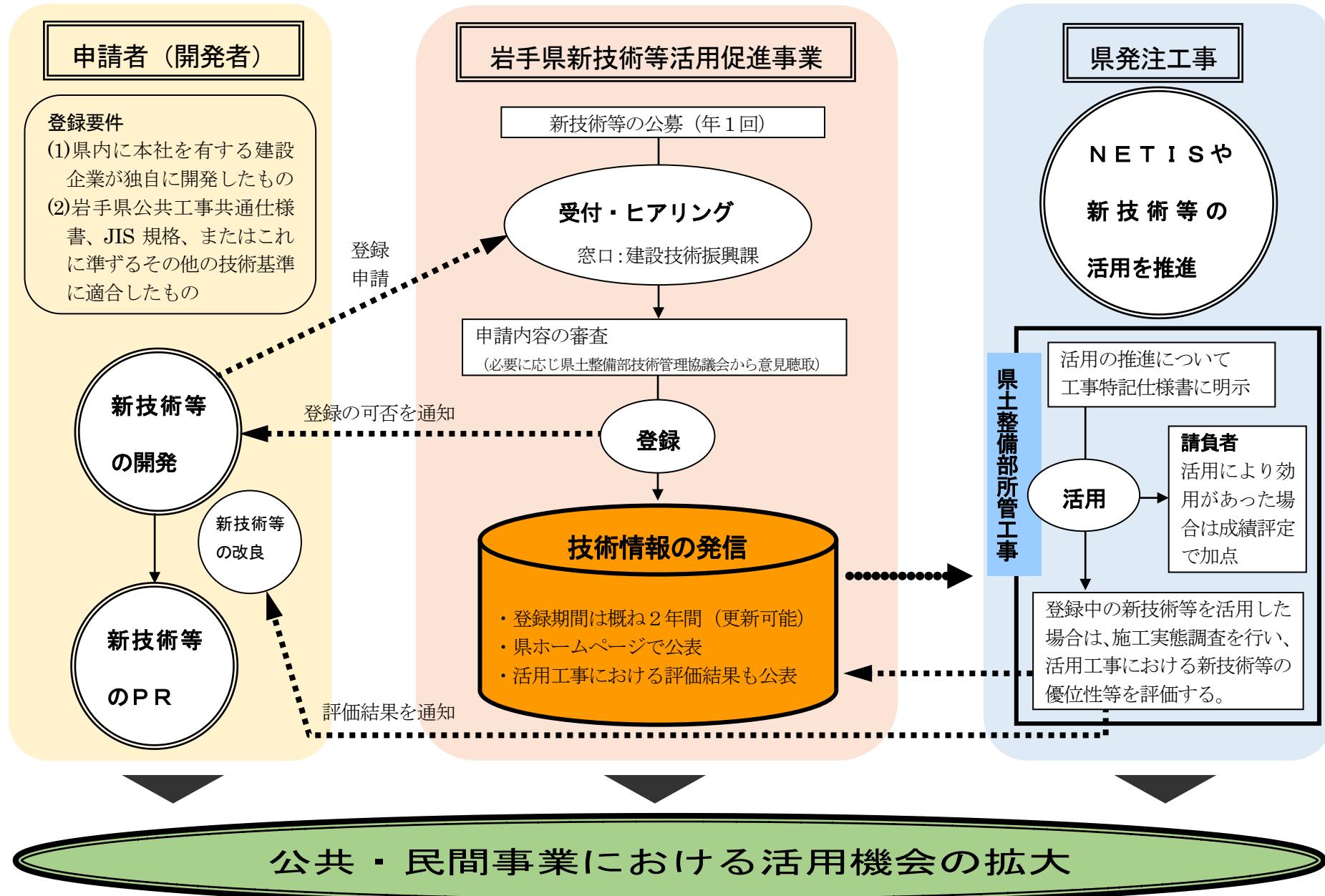
この要領は、平成17年8月5日から施行する。

この要領は、平成18年2月10日から施行する。

この要領は、平成19年5月18日から施行する。

この要領は、平成20年4月10日から施行する。

## 岩手県新技術等活用促進事業スキーム



## 岩手県新技術等活用促進事業における第21回公募(令和5年度)により登録された場合のスケジュール(予定)